

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）に関する質疑応答

- ・感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
- ・在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業
- ・在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業

1 支援金共通事項

Q 1	・4月1日以降に「かかり増しが発生した」とは発注・納品・支払いのどの段階を言いますか。
A 1	・4月1日以降に発注（購入）したものが対象となります。
Q 2	・対象経費のリース費用は、全リース期間の費用が対象となりますか。
A 2	・対象経費のリース期間が令和3年3月を越えて契約しても問題はありませんが、対象となる費用は、令和2年度末（令和3年3月末）までの月割費用が対象となります。
Q 3	・「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス支援事業」と、「在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業」は施設が対象となるかならないかと補助上限額の違いだけで同じ事業に思えるのだが大きな違いは何でしょうか。
A 3	・在宅サービス事業所等においては、新型コロナの影響により休業や利用控え等により特に利用再開に向けた支援が必要であるため、「在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業」に加えて「在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業」を設定しています。
Q 4	・自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス支援事業」と、「在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業」の両方で申請してもいいのでしょうか。
A 4	・「感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス支援事業」は、感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、「在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業」は3つの密を避けるための環境整備として、それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
Q 5	・障がいと介護で両方の指定を受けている場合、どちらで申請すればよいでしょうか。
A 5	・支援金については、障害福祉サービス、介護サービス事業それぞれの業務で発生した必要経費を障がい分、介護分に分けて申請してください。 なお、慰労金については、どちらかの分野でのみ申請をお願いします。

2 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

Q 1	・多機能型事業所（例：生活介護と就労継続支援事業所、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）はそれぞれの基準単価の合計額を算定できますか。
A 1	・多機能型事業所は、それぞれの基準単価の合計額ではなく、該当するいずれかのサービスに係る基準単価までとなります。
Q 2	・同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護、重度訪問介護）は、交付の上限額は各サービスの基準単価の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。
A 2	・複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて基準単価までの交付となります。

3 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室を除く）

Q 1	・多機能型事業所（例：生活介護と就労継続支援事業所、児童発達支援と放課後等デイサービスなど）はそれぞれの基準単価の合計額を算定できますか。
A 1	・多機能型事業所は、それぞれの基準単価の合計額ではなく、該当するいずれかのサービスに係る基準単価までとなります。
Q 2	・同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合（例：居宅介護、重度訪問介護）は、交付の上限額は各サービスの基準単価の合計額となりますか。それともいずれか高い方の額となりますか。
A 2	・複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて基準単価までの交付となります。

4 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業（多機能型簡易居室）

Q 1	・備えるべき設備等の条件はありますか。（定員、空調設備、トイレなど）
A 1	・多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定しているの、それぞれ使用用途により判断してください。
Q 2	・保管庫としてのみ使う場合も対象になりますか。
A 2	・倉庫として設置することは可能ですが、感染者が発生した場合等に、速やかに居室転用が可能な設備になっている必要があります。
Q 3	・現在、すでに施設内にある部屋や敷地内の倉庫を改装して、多機能型簡易居室として感染発生時対応等に柔軟に活用可能な居室や保管庫等とすることは可能でしょうか。
A 3	・既存施設の改修は本事業の対象外となります。
Q 4	・感染者の隔離居室として使用する場合には、居室内に電気水道工事や浴室の設置工事を施す必要がありますが、当該費用も対象となりますか。
A 4	・多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。

5 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

Q 1	<p>・「『在宅サービスの利用休止中の利用者』」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、次の2つの例では対象となりますか。</p> <p>例1：4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認→5/20から利用再開（健康状態の確認時点で休止1か月超）</p> <p>例2：4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認→5/20から利用再開（健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満だが、利用再開まで1ヶ月超）</p>
A 1	・例1は対象となりますが、例2の場合は、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象なりません。
Q 2	・実績報告時に提出が必要な書類は何ですか。
A 2	・再開支援を行った利用者の氏名及び利用休止期間並びに電話や訪問による確認を行った記録（の写し）を実績報告時に別紙3-2を証明する書類としてご提出ください。